

## 指定構造計算適合性判定機関設置のお知らせ

### 0. 構造計算適合性判定について

#### 概要

平成18年6月20日の建築基準法の改正によって、高度な構造計算を要する高さ20mを超える鉄筋コンクリート造の建築物など一定規模以上等の建築物については、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定が義務づけられました。



#### 構造計算適合性判定を要する建築物について

構造計算適合性判定の対象となる建築物としては、改正建築基準法第20条第2号において、

- ・高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造の建築物
- ・地階を除く階数が4以上である鉄骨造の建築物
- ・高さが20mを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物

等を規定しています。このほか、これらに準ずる建築物を政令、告示において規定しています。

また、建築物の構造、規模等にかかわらず、

- ・許容応力度等計算、保有水平耐力計算又は限界耐力計算（これらと同等以上に安全性を確かめることができる構造計算を含む。）を行ったもの
- ・上記の構造計算又は許容応力度計算で、大臣認定プログラムによるもの

については、構造計算適合性判定を要することとなります。

### 1. 指定構造計算適合性判定機関の指定

当センターは、改正建築基準法第18条の2に基づき「指定構造計算適合性判定機関」として平成19年6月8日に指定を受けました。業務の開始日:平成19年6月20日

### 2. 当センターの判定業務の範囲

福岡県内に建築する建築物で、構造計算適合性判定を要するもののうち、限界耐力計算、時刻歴応答解析などの性能規定による構造計算方法を除くものを対象として判定を行います。

詳しくは下記のとおりです。

法第6条第5項、法第6条の2第3項及び法第18条第4項の構造計算適合性判定を要する建築物。ただし、限界耐力計算あるいは限界耐力計算と同等以上であるとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算のうち知事が告示するものによって構造計算が行われた建築物を除く。

### 4. 申請図書の追加提出のお願い

旧プログラムを使用して構造計算された建築物についても、「電子媒体(CDR)」の提出をお願いいたします。

## 5. 事前相談について

### 相談内容：

事前相談は、抽象的な事項ではなく、計画中の建築物の構造設計について、設計者の考え方を具体的に示していただき、その考え方が適切か不適切かを確認していただくことを目的としています。

- ・福岡県内に建築する建築物に限ります。
- ・構造計算に関する工学的判断を要するものに限ります。

### 相談方法：

- ・建築主・設計者は、建築主事又は指定確認検査機関に相談内容を提出してください。
- ・相談内容は、「事前相談書（指定様式）」及び図面等により2部作成してください。
- ・当センターより、電話又は面談にて相談内容についての確認を行わせていただきます。

**相談に要する期間：** 当センターの受理日から21日間を予定しています。

**費用：** 相談は無料ですが、別途実費（郵送料：往復）は建築主・設計者の負担となります。

### <事前相談の流れ>

